

平成31年 4月12日

物品登録事業者 各位

物品案件の電子入札実施について

現在、江戸川区では物品案件について紙による入札（見積合わせを含む。以下同じ。）を実施していますが、平成29年4月1日付で、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下、「電子調達サービス」という。）の利用を開始したことに伴い、物品案件についても電子入札を実施できる環境が整いました。

つきましては、下記のとおり電子入札を実施しますのでお知らせします。

電子入札の対象案件（物品）

下記 ～ のうち、競争入札による案件

予定価格(税込)が50万円以上の消耗品・備品・委託・印刷・修繕・食糧・原材料・保険

予定価格(税込)が40万円以上の賃貸借

単価契約（金額に関わらず）

売却（金額に関わらず）

各課の課長権限で締結可能な案件は電子入札は行いません。

地方自治法施行令第167条の2第2～9号に該当する随意契約（特命随意契約）は金額に関わらず電子入札は行いません。

工事案件（設計等委託を含む）については従来どおり変更ありません。

～ の対象案件であっても、電子入札が困難な場合は、紙による入札を行うことがあります。

指名について

物品案件については、電子入札に移行しても案件への参加希望を事前に募ることはせず、「江戸川区物品等業者指名基準」に基づき、区が指名をします。

電子入札の開始時期

平成31年6月3日以降に指名通知を送付する案件から電子入札を実施します。平成31年5月31日までに指名通知を送付する案件は、入札日が平成31年6月以降であっても、従来どおり紙による入札となります。

電子入札操作マニュアルについて

江戸川区ホームページ内の[入札・契約情報 物品業者の皆様へ 電子入札関連情報 電子入札操作マニュアル](下記 URL 参照)に掲載していますので、ご参照ください。

<URL>

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeiyaku/buppingyoshanominasama.html>

紙による入札からの変更点

項目	紙入札	電子入札
指名通知・仕様書等の受領	下記のいずれか 契約係から F A X で受領 契約係窓口で受領(事前に F A X で案内)	電子調達サービス上で指名通知の確認及び発注図書(仕様書等)をダウンロードする。
仕様書等に関する質疑応答	質問：契約係へメールで送信 回答：契約係から F A X で送付	電子調達サービス上で質問回答の送受信を行う。
入札書の提出	指定の日時に区役所へ来庁し、紙の入札書を提出。	電子調達サービス上で指定の日時までに入札を行う。
開札結果の閲覧	区 H P の入札・契約情報ページで閲覧。	電子調達サービス上で閲覧。

問合せ・連絡先

江戸川区役所 総務部 用地経理課 契約係(物品班)

電話：03-5662-1005(直通)

F A X：03-5662-1006

メール：1230100@city.edogawa.tokyo.jp